



栃木県公報

平成25年
4月1日(月)
号外
第47号

目次

告示

- 行政書士試験の指定試験機関に係る変更..... 1
○宅地建物取引主任者資格試験に係る指定試験機関の名称の変更..... 1
○道路の区域の変更..... 1

警察本部

- 栃木県警察職員任用規程の一部改正..... 3

告示

栃木県告示第220号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により試験事務を行わせている指定試験機関から、同法第4条の4第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年4月1日

栃木県知事 福田 富一

- 1 変更後の指定試験機関の名称
一般財団法人行政書士試験研究センター
- 2 主たる事務所の所在地
東京都千代田区一番町25番地
- 3 試験事務を取り扱う事務所の所在地
東京都千代田区一番町25番地
- 4 変更の年月日
平成25年4月1日

(文書学事課)

栃木県告示第221号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の5第2項の規定により指定試験機関の名称の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月1日

栃木県知事 福田 富一

- 1 変更後の指定試験機関の名称
一般財団法人不動産適正取引推進機構
- 2 主たる事務所の所在地
東京都港区虎ノ門3丁目8番21号
- 3 試験事務を取り扱う事務所の所在地
東京都港区虎ノ門3丁目8番21号
- 4 変更の年月日
平成25年4月1日

(住宅課)

栃木県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年4月1日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成25年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道
 路線名 主要地方道 那須黒羽茂木線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
27	前A	芳賀郡茂木町大字牧野1353から 芳賀郡茂木町大字牧野1367-1まで	10.2~14.0	120.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	芳賀郡茂木町大字牧野1353から 芳賀郡茂木町大字牧野1367-1まで	11.8~26.8	157.8	
	後	芳賀郡茂木町大字牧野1353から 芳賀郡茂木町大字牧野1367-1まで	11.8~26.8	157.8	

II

道路の種類 県道
 路線名 主要地方道 栃木二宮線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
44	前A	真岡市大道泉305-28から 真岡市青田1062-1まで	8.9~16.2	2,110.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	真岡市堀込1232-1から 真岡市青田1062-1まで	10.8~39.0	3,020.0	
	後	真岡市堀込1232-1から 真岡市青田1062-1まで	10.8~39.0	3,020.0	

III

道路の種類 県道
 路線名 一般県道 真岡筑西線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
76	前A	真岡市青田1156から 真岡市長沼1043-2まで	4.9~12.2	1,870.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	真岡市青田1138-2から 真岡市長沼3160-2まで	10.8~23.7	1,870.0	
	後	真岡市青田1138-2から 真岡市長沼3160-2まで	10.8~23.7	1,870.0	

IV

道路の種類 県道
路線名 一般県道 黒田市埜真岡線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
80	前A	芳賀郡市貝町大字続谷345-1から 芳賀郡市貝町大字杉山1090-1まで	4.8~15.0	260.6	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	芳賀郡市貝町大字続谷323-1から 芳賀郡市貝町大字杉山1089-1まで	13.5~21.5	322.5	
	後	芳賀郡市貝町大字続谷323-1から 芳賀郡市貝町大字杉山1089-1まで	13.5~21.5	322.5	

(道路保全課)

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第二号

栃木県警察職員任用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

栃木県警察本部長 坪 田 眞 明

栃木県警察職員任用規程の一部を改正する訓令

栃木県警察職員任用規程（昭和四十三年栃木県警察本部訓令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「資格基準」を「選考資格基準」に改める。

第十条第一項中「選考」の下に「（以下「昇任選考」という。）」を加える。

第十五条第二項中「申し出」を「申出」に改める。

第十六条第一項中「第七条ただし書き」を「第七条ただし書の規定」に改め、同条第二項中「その」を「別表第一の」に、「該当する」を「該当すると認める」に改める。

第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十七条第一項中「合格者」を「昇任試験の合格者」に改め、同条第二項中「合格者を」を「昇任試験の合格者を」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（合格の取消し）

第十八条 委員長は、昇任試験に合格した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その合格の決定を取り消すことができる。

- 一 懲戒処分を受ける等、対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなったとき。
- 二 昇任試験の受験資格を欠いていることが明らかとなったとき。
- 三 昇任試験において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなったとき。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十八条の規定は、この訓令の施行の日以後に行われる昇任試験について適用し、同日前に行われた昇任試験については、なお従前の例による。